

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置
条例

平成20年3月27日

条例第2号

(設置)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第49条の規定に基づき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、後期高齢者医療制度の円滑な運営とその経理の適正化を図るため、神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計を設置する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。